

個人レベルでの対策については、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染予防策を実践するよう促すとともに、自らが患者となった場合は感染を広げないよう配慮するといった基本的行動の理解促進を図る。

地域・社会レベルでの対策については、海外発生期に行う国内発生をできるだけ遅らせるための対策と、国内での患者発生以降に行う国内での感染拡大を抑制するための対策を、一連の流れをもった戦略に基づき実施する。

海外発生期には、その状況に応じて、渡航者・入国者等への注意喚起、検疫等の入国者対策の強化を実施する。また、インフルエンザの特性から、ある程度の確率で感染者は入国し得るため、国内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要である。

国内での患者発生以降は、個人レベルでの手洗い・咳エチケット等の基本的な感染予防策の徹底を呼びかけるとともに、次のような対策を実施し、感染拡大をなるべく抑え、流行のピークを遅らせ、流行のピークにおける影響をできるだけ小さくすることが重要である。

1) 患者数が少ない段階（発生早期）では、患者を、新たに接触者を増やさない環境下で、適切に治療する。【患者対策】（「⑤医療」参照）

濃厚接触者に対し、外出自粛を要請すると同時に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与と健康観察<sup>6</sup>を行う。これにより、患者からウイルスの曝露を受けた者が、新たな患者となり、地域内に感染を拡大させる可能性を低減する。【接触者対策】

患者数が増加した段階（国内発生期）では、患者については重症者のみ入院とし、その他の患者は在宅療養を基本とする。また、濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は中止する。

2) 学校、保育施設等では、感染が広がりやすく、また、このような施設で集団感染が起こった場合、地域流行のきっかけとなる可能性がある。そのため、発生早期から学校、保育施設等の臨時休業を実施するとともに、各学校等へ入学試験の延期等を要請する。【学校等の対策】

さらに、発生早期から、集会の自粛要請等の地域対策や、職場における感染予防策により社会活動における接触の機会を減らす。【社会対策】

## ⑤ 医療

医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることで、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザが大規模にまん延した場合、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、協力する医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討が必要である。

新型インフルエンザの国内での発生早期には、患者の治療とともに感染拡大抑制策としても有効である可能性があることから、感染症法に基づき、新型インフルエンザ患者等を感染症指定医療機関等に入院させることとする<sup>7</sup>。このため、地域においては、感染症病床の利用計画を事前に策定しておく必要がある。また、早期の段階では、新型インフルエンザの臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザの診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザに感染している可能性のより高い、発生国からの帰国者や患者の濃厚接触者の診療のために、国内発生当初は各地域に「帰国者・接触者外来」（発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来）を確保して診療を行うが、新型インフルエンザの患者はその他の医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。二次感染防止のため、医療機関内においては、新型インフルエンザに感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫を行う。また、医療従事者はマスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、患者と接触した際には抗インフルエンザウイルス薬の予防内服を行う。なお、帰国者・接触者外来等の地域における医療提供体制については、一般的な広報によるほか、「帰国者・接触者相談センター」（発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ患者への濃厚接

<sup>6</sup> 感染症法第44条の3

<sup>7</sup> 感染症法第19条及び第26条

触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものから、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター）を設置し周知を図る。

一般の医療機関でも患者が発生するようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関で診療する体制に切り替え、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分けることとする。このため、地域においては、感染症指定医療機関等以外の医療機関や公共施設等で患者を入院・入所させることができるよう、事前に活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておく必要がある。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、地方自治体を通じた連携だけではなく、日本医師会・地域医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

なお、抗インフルエンザウイルス薬については、最新の科学的知見、諸外国における備蓄状況、国内の流通状況等を踏まえ、国・地方自治体において備蓄・配分、流通調整を行う。

## ⑥ ワクチン

ワクチンにより、ウイルスに感染した場合に発症する可能性を低下させ、また、発症した場合に重症化することを防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザによる健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、役割が異なるプレパンドミックワクチンとパンドミックワクチンの2種類がある。

パンドミックワクチンは、新型インフルエンザの発生後に新型インフルエンザウイルスを基に製造されるものであり全国民への接種を基本とする。このため、全国民分のパンドミックワクチンをできるだけ短い期間で製造することができるよう研究開発を進める。

プレパンドミックワクチンは、新型インフルエンザが発生する前の段階で、鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）を基に製造されるものであり、H5N1 亜型以外のインフルエンザには有効性がなく、また、新型インフルエンザウイルスが H5N1 亜型であったとしても、パンドミックワクチンと比較すると、その有効性は不確かである。しかしながら、パンドミックワクチンが供給されるまでの間、国民の生命を守り、最低限の生活を維持する観点から、医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対し、プレパンドミックワクチンの接種を行う必要があるため、プレパンドミックワクチン原液の製造・備蓄を進めることとする。

発生前から、プレパンドミックワクチン及びパンドミックワクチンの接種が円滑に行われるよう、国民的議論を踏まえ、接種の対象者や順位のあり方等を明らかにするとともに、集団的な接種を基本として、法的位置づけ、接種の実施主体、接種の実施方法等について決定し、接種体制を構築する。その上で、新型インフルエンザウイルスの特徴等も踏まえ、発生後に定めるべき事項は速やかに決定できるよう、決定の方法等を可能な限り事前に定めておく。

さらに、新型インフルエンザ対策全体の中でのワクチンの位置付けや、ワクチンの種類、有効性・安全性、供給される時期、供給される量、接種対象者、接種体制といった基本的な情報について積極的な情報提供を行い、国民の理解促進を図る。

## ⑦ 社会・経済機能の維持

新型インフルエンザが発生すれば、保健・医療の分野だけでなく、社会全体に影響が及び、社会・経済活動の縮小・停滞が危惧される。このため、国民生活を維持する観点からは、社会・経済機能の維持のための対策が必要である。

新型インフルエンザ発生前に、各行政機関、事業者においては、新型インフルエンザ発生を想定し、職場における感染予防や事業継続のための計画を策定し、事業継続に不可欠な重要業務や従業員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが必要である。

新型インフルエンザの発生時は、各行政機関、事業者において、職場における感染予防策を実施し感染拡大抑制に努めるとともに、事業継続計画を実行し、

それに応じた活動を維持する。特に、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者等に対しては、活動の継続が社会的に求められているため、ワクチンの接種等の支援を行う。

#### V-5 発生段階

新型インフルエンザ対策は、一連の流れをもって発生の状況に応じた対策をとる必要があることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階で想定される状況とその対応戦略を定めることとする。

本行動計画では、新型インフルエンザが発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での各発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げを参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、国が判断し公表する。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大抑制策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、都道府県が判断するものとした。地域における発生段階をあわせて示す。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないことに留意が必要である。

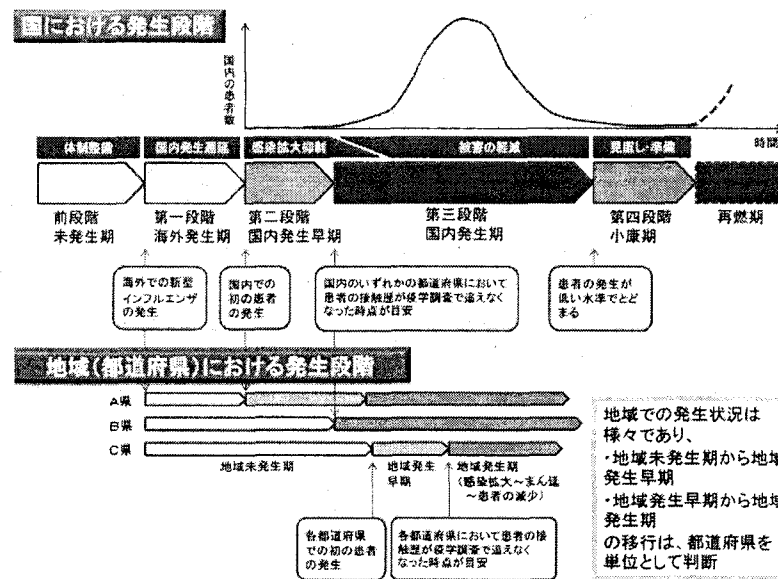
#### <本行動計画の発生段階とWHOのフェーズの対応表>

本行動計画の発生段階	WHOのフェーズ(参考)
【前段階】未発生期	フェーズ1、2、3
【第一段階】海外発生期	フェーズ4、5、6
【第二段階】国内発生早期	
【第三段階】国内発生期	
【第四段階】小康期	後パンデミック期

<発生段階>

発生段階	状態
前段階 (未発生期)	新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階 (海外発生期)	海外で新型インフルエンザが発生した状態 (地域未発生期) 各都道府県において患者が発生していない状態
第二段階 (国内発生早期)	国内のいずれかの都道府県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 (地域発生早期) 各都道府県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
第三段階 (国内発生期)	国内のいずれかの都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 (地域発生期) ※感染拡大～まん延～患者の減少 各都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
第四段階 (小康期)	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

<国及び地域(都道府県)における発生段階>



## VI 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、予想される状況、対策の目標、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載する。

便宜上、段階に分けて対策を記載するが、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に実施する。対策の実施や中止時期の判断の方法については、適宜、ガイドライン等に定めることとする。

本行動計画で記載する対策は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる強力な措置を含めて様々な状況に応じることができるよう、選択肢として示すものである。実際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、本行動計画で記載するもののうちから実施すべき対策を選択し決定する。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施するが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、常に対策の必要性を評価し、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図ることとする。

対策の実施・縮小・中止等を決定する際の判断の方法（判断に必要な情報、判断の時期、決定プロセス等）については、適宜、ガイドライン等に定めることとする。

## VI-0 前段階 未発生期

### 予想される状況

- 新型インフルエンザが発生していない状態。
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

### 対策の目標

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。

### 対策の考え方

- 新型インフルエンザは、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、地方自治体等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 新型インフルエンザが発生した場合の対策等に関し、国民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- 海外での新型インフルエンザ発生を早期に察知するため、国際的な連携を図り、継続的な海外からの情報収集を行う。
- 海外での新型インフルエンザ発生を防ぐことにつながる可能性があるため、鳥等の動物のインフルエンザが多発している国に対して協力・支援を行う。

## 0-① 実施体制

### 【体制の整備と地方自治体との連携の強化】

- ・ 国における実施体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や発生時に備えた中央省庁業務継続計画を策定する。
- ・ 関係省庁対策会議の枠組を通じて、関係省庁間の連携を確立する。
- ・ 地方自治体における行動計画、業務継続計画等の策定、新型インフルエンザ対策に携わる医療従事者や専門家、行政官等の養成等を支援する。
- ・ 地方自治体との連携を図るため平時からの情報交換や連携体制の確認、訓練を実施する。
- ・ 都道府県等が自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等と連携を進めるための必要な支援を行い、連携体制の確認を行う。

## 【国際間の連携】

- ・ 新型インフルエンザの発生時に国際機関や諸外国等と速やかに情報共有できる体制を整備する。
- ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・開発等に関する国際的な連携・協力体制を構築する。
- ・ 医療従事者や専門家、行政官等の人材育成のために、研修員受入、専門家派遣、現地における研修等を行う。
- ・ 新型インフルエンザの発生を想定した諸外国との共同訓練を実施する。
- ・ 新型インフルエンザ発生時に、国際機関又は発生国からの要請に応じて派遣できるよう、疫学、検査、臨床、家畜衛生等からなる海外派遣専門家チームを編成する。
- ・ 国際的な連携強化を含む調査研究を充実する。
- ・ ウイルス検体の、国際機関（WHO、OIE 等）を通じた国際的な共有のあり方を検討する。

## 0-2 サーベイランス・情報収集

## 【情報収集】

- ・ 新型インフルエンザの対策等に関する国内外の情報を収集する。
  - 情報収集源
    - ✓ 国際機関（WHO、OIE 等）
    - ✓ 在外公館
    - ✓ 国立感染症研究所
    - ✓ 国立大学法人北海道大学
    - ✓ 独立行政法人動物衛生研究所
    - ✓ 地方自治体
    - ✓ 検疫所

## 【動物におけるインフルエンザに関するサーベイランス】

- ・ 鳥類、豚におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。

## 【インフルエンザに関する通常のサーベイランス】

- ・ 人で毎年冬季に流行する通常のインフルエンザについて、指定届出機関（約 5,000 の医療機関）において患者発生の動向を調査し、全国的な流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の約 500 の医療機関において、ウイルスの亜型や薬剤耐性等を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
- ・ インフルエンザによる重症者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
- ・ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。
- ・ インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査により、国民の免疫の状況を把握する。

## 【調査研究】

- ・ 新型インフルエンザの国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、専門家の養成や都道府県との連携等の体制整備を図る。
- ・ 通常のインフルエンザ及び新型インフルエンザに関する疫学、臨床、基礎研究や検疫等の対策の有効性に関する研究を推進し、科学的知見の集積を図る。

## 0-3 コミュニケーション

## 【継続的な情報提供】

- ・ 新型インフルエンザに関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・ 手洗い、咳エチケット等の、通常のインフルエンザに対しても個人レベルで実施すべき感染予防策の普及を図る。

## 【体制整備】

- ・ コミュニケーションの体制整備として以下を行う。
  - 新型インフルエンザ発生時の、発生状況に応じた国民への情報提供の内容（対策決定のプロセスや対策の理由、対策の実施主体を明確にする）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受け取り手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
  - 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する（広報担当官を中心としたチームの設置、コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等）。
  - 常に情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
  - 地域における対策の現場となる地方自治体や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ直接的な方法での双方向の情報共有のあり方を検討する。
  - 新型インフルエンザ発生時に、国民からの相談に応じるため、国のコールセンターを設置する準備を進めるとともに、都道府県・市区町村に対し、コールセンターを設置する準備を進めるよう要請する。

## 0-④ 感染拡大抑制

## 【対策実施のための準備】

## (個人レベルでの対策の普及)

- ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及を図る。また、自らが患者となった場合の対応についての理解促進を図る。

## (地域・社会レベルでの対策の周知)

- ・ 新型インフルエンザ発生時に実施され得る、患者の濃厚接触者の外出自粛、学校等の臨時休業、集会の自粛等の、国内での感染拡大をなるべく抑えるた

めの対策について周知を図る。

## (衛生資器材等の供給体制の整備)

- ・ 衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みを確立する。

## (入国者対策の準備)

- ・ 入国者対策関係者のために、インフルエンザに関する基礎的知識の修得のための研修を行い、個人防護具、感染対策に必要な資器材の整備を行う。
- ・ 検疫の強化に伴い感染したおそれの高い者を停留する場合に備え、発生国から来航する航空機・船舶について、検疫法に基づき<sup>8</sup>、その状況に応じて国内検疫実施場所を指定し、集約化を図ることを検討する。また、集約海空港の周囲の宿泊施設の確保を進める。
- ・ 検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に関する疫学調査等について、検疫所、地方自治体その他関係機関の連携を強化する。

## 0-⑤ 医療

## 【地域医療体制の整備】

- ・ 医療体制の確保について具体的なマニュアル等を提供するなど、日本医師会等の関係機関と調整し、都道府県等に対し必要な助言等を行うとともに、都道府県等の体制整備の進捗状況について定期的にフォローアップを行う。
- ・ 都道府県等が、原則として、2次医療圏を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関（国立病院機構・大学病院等）を含む医療機関、薬局、市区町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するよう支援する。その際、都道府県等に対し、発生時に診療に従事する医療従事者の身分保障も含め、あらかじめ地域医療体制の整備に係る具体的な対応を検討しておくよう要請する。
- ・ 都道府県等に対し、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めるよう

<sup>8</sup> 検疫法（昭和22年6月6日法律第201号）（以下「検疫法」という。）第14条第2項

要請する。また、全ての医療機関において、新型インフルエンザ患者を診療するための、院内感染対策や、個人防護具の準備等を進めるよう要請する。

#### 【地域発生期の医療の確保】

- ・ 第三段階の地域発生期に備え、都道府県等に対し、以下を要請する。
  - 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成を支援すること。
  - 入院医療を提供する医療機関における使用可能な病床数を試算すること。
  - 地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等（公立病院、日赤病院、済生会病院、国立病院、国立大学附属病院、労災病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制を整備すること。
  - 入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討を行うこと。
  - 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、原則として新型インフルエンザの初診患者の診療を行わないこととする医療機関の設定を検討すること。
  - 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討すること。
- ・ 大学附属病院に対し、患者対応マニュアルを作成するなど、地域の医療機関等と連携しながら、新型インフルエンザの発生に備えた準備を行うよう要請する。
- ・ 第三段階の地域発生期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。

#### 【ガイドラインの策定、研修等】

- ・ 新型インフルエンザの診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関するガイドラインの策定を行い、医療機関に周知する。
- ・ 都道府県等と協力し、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。

#### 【医療資器材の整備】

- ・ 国及び都道府県等は、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。都道府県等に対し、感染症指定医療機関等における必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう、要請する。

#### 【検査体制の整備】

- ・ 新型インフルエンザに対する迅速診断キットの開発を促進する。
- ・ 都道府県等に対し、地方衛生研究所における新型インフルエンザに対するPCR検査を実施する体制を整備するよう要請し、その技術的支援を行う。

#### 【医療機関等への情報提供体制の整備】

- ・ 新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。

#### 【抗インフルエンザウイルス薬の科学的知見の収集・分析】

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の効果や薬剤耐性についての研究や情報収集を行う。

#### 【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄】

- ・ 諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相



当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を推進する。

- ・ 新たな抗インフルエンザウイルス薬について、情報収集を行い、全体の備蓄割合を検討する。
- ・ 在外公館における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進める。

#### 【抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備】

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。

### 0-⑥ ワクチン

#### 【研究開発】

(パンデミックワクチン)

- ・ 新型インフルエンザ発生後、ウイルス株が同定されてから6か月以内に全国民分のパンデミックワクチンを製造することを目指し、細胞培養法など新しいワクチン製造法や、経鼻粘膜ワクチン等の投与方法等の研究・開発を促進するとともに、生産ラインの整備を推進する。

#### 【ワクチン確保・供給体制】

(プレパンデミックワクチン)

- ・ パンデミックワクチンの開発・製造には一定の時間がかかるため、それまでの間の対応として、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対し、感染防止策の一つとして、プレパンデミックワクチンの接種を行うこととし、その原液の製造・備蓄を進める。
  - ウイルスの遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離ウイルス株の入手状況に応じてワクチン製造用候補株の見直しを逐次検討し、その結果に即して製造を行うとともに、プレパンデミックワクチン製造に必要な新しい分離ウイルス株の弱毒化やこれに関連する品質管理等を国内で実施する体制の充実を図る。

(パンデミックワクチン)

- ・ 細胞培養法等による製造体制が整備されるまでの間、鶏卵によるパンデミックワクチンの製造体制において可能な限りの生産能力の向上を図る。
- ・ パンデミックワクチンの審査のあり方について検討を行う。
- ・ 全国民分のパンデミックワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。
- ・ 細胞培養法などの新しい製造法が開発され、全国民分のパンデミックワクチンを国内で速やかに確保することが可能となるまでは、輸入ワクチンの確保の基本的考え方とそのプロセスについて定めておく。

#### 【接種体制の構築】

(プレパンデミックワクチン)

- ・ プレパンデミックワクチンの接種の対象となる医療従事者及び社会機能の維持に関わる者の具体的な範囲や接種順位を策定する。
- ・ 発生時にプレパンデミックワクチンを速やかに接種する体制を構築する。

(パンデミックワクチン)

- ・ 全国民に対し速やかにパンデミックワクチンを接種可能な体制を構築する。
  - 公費で集団的な接種を行うことを基本として、法的位置づけ、接種の実施主体、集団的な接種の実施基準等、接種の枠組を策定する。
  - 市区町村における接種体制について、具体的なモデルを示すなど技術的な支援を行う。
  - 都道府県を通じて、市区町村に対し、地域医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等や、接種の場所、接種の周知・予約方法等、接種の具体的な実施方法について策定するよう要請するとともに、都道府県に対して接種体制の構築に当たって市区町村への支援を行うよう要請する。
  - 新型インフルエンザ発生後の状況を想定した上で、状況に応じてパン

デミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を策定する。

#### 【情報提供】

- ・ 新型インフルエンザ対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制といった基本的な情報について情報提供を行い、国民の理解促進を図る。

#### 【プレパンデミックワクチンの事前接種】

- ・ プレパンデミックワクチンの有効性・安全性に関する臨床研究等を実施し、得られた結果の評価等に基づき、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対し、プレパンデミックワクチンを新型インフルエンザの発生前に接種することについて検討を行う。さらに、安全性等の評価を踏まえ、プレパンデミックワクチンの接種を段階的に拡大していくことについても検討を行う。
- ・ 事前接種の検討結果を踏まえ、適切に対応する。

【ガイドラインには、以下の内容等について、より具体的に記載する】

##### ◎ワクチン確保・供給体制の構築について

###### ○ワクチンの確保

- ・ 国内産ワクチンの確保に向けた事前準備について
- ・ 輸入ワクチンの確保に向けた事前準備について

###### ○ワクチン流通体制の構築

##### ◎接種体制の構築について

- 接種対象者の優先順位及びその選定方法への事前準備
- 接種の実施へ向けた事前準備

な事前の準備を行うよう要請し、実施を確認する。特に社会機能の維持に関わる事業者による事業継続計画の策定を支援する。

#### 【社会的弱者等への支援】

- ・ 市区町村に対し、第三段階の地域発生期における住民の生活支援や在宅の高齢者、障害者等の社会的弱者への支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておくよう要請する。

#### 【火葬能力等の把握】

- ・ 都道府県に対し、市区町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、計画を立てておくよう要請する。

## 0-7 社会・経済機能の維持

### 【事業継続計画の策定促進】

- ・ 事業者に対し、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染予防策や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化について計画を策定する等十分

## VI-1 第一段階 海外発生期

## 予想される状況

- 海外で新型インフルエンザが発生した状態。
- 国内では患者は発生していない。
- 海外における状況は、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々である。

## 対策の目標

- 1) 国内発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国内発生の遅延と国内発生の早期発見に努める。

## 対策の考え方

- 新たに発生したウイルスの病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、ウイルスの特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 国内発生した場合には早期に発見できるよう国内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、地方自治体、事業者、国民に準備を促す。
- 検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、社会機能維持のための準備、プレパデミックワクチンの製剤化・接種、パンデミックワクチンの製造開始等、国内発生に備えた体制整備を急ぐ。

## 1-① 実施体制

## 【政府の体制強化】

- ・海外において新型インフルエンザが発生した疑いがある場合には、内閣危機管理監が関係省庁と緊急協議を行い、内閣総理大臣に報告するとともに、速やかに関係省庁対策会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、初動対処方針について協議・決定する。
- ・WHOがフェーズ4の宣言を行った場合には、内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる政府対策本部を設置し、諮問委員会を開催する。政府対策本部

は諮問委員会の意見を踏まえ、入国者対策・在外邦人支援等の初動の基本的対処方針について協議・決定する。

- ・WHOがフェーズ4の宣言を行っていない場合であっても、海外において新型インフルエンザが発生した疑いが強く、政府としての対策を総合的かつ強力に推進する必要があると判断される場合には、必要に応じ、内閣総理大臣が主宰し、全ての国務大臣が出席する「新型インフルエンザ対策関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）を開催し、入国者対策・在外邦人支援等の初動の基本的対処方針について協議・決定する。

## 【国際間の連携】

- ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の開発等に関する国際的な連携・協力体制を強化する。（厚生労働省）
- ・国際機関又は発生国からの要請に応じ、未発生期に編成した海外派遣専門チームの派遣を検討する。
- ・発生国に対しWHOが行う支援への協力を行う。
- ・国際的な連携強化を含む調査研究を強化する。

## 1-② サーベイランス・情報収集

## 【国際的な情報収集】

- ・海外における新型インフルエンザの発生状況について、国際機関（WHO、OIE等）等を通じて必要な情報を収集するとともに、発生国からの情報収集を強化する。
  - ウイルス株に関する情報
  - 疫学情報（症状、症例定義、致死率等）
  - 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

## 【サーベイランス】

- ・引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。